事後評価調書

I 事業概要									
事	業名	交通安全施設等	交通安全施設等整備事業(交差点改良)						
地	区名	一般県道 前き	-般県道 前芝小坂井停車場線						
事	業箇所	豊川市平井町地	-						
事業のあ らまし		当該路線は国道1号から国道23号へのアクセス道路であるため、大型車両の通過交通が多い路線である。本事業箇所は当該路線及び交差する一般県道平井牟呂大岩線とも右折帯がなく、また一般県道平井牟呂大岩線には歩道もない状態である。 このため、右折車線及び自転車歩行者道を整備することにより、歩行者、自転車の安全確保と交通の円滑化を図るものである。							
事	業目標	【達成(主要)目標】 歩行者、自転車の安全の確保 交通の円滑化 【副次目標】							
事業費		事業費		内訳 □工事費 0.93 億円、□用補費 0.87 億円、□その他 0.04 億円					
		1. 84	. 億円	□工事費	0.93 億円、口用			. 04 億円	
事	業期間	採択年度	平成	18年度	着工年度	平成18年度	完成年度	平成21年度	
事業内容		交差点改良 L = 2 4 5 m							
Ⅱ評価									
①事業目標の達成状況	1) 主要 標の 成状	の達 右折車線の設置 大況 自転車歩行者 【達成状況に対す 右折車線が設置		置により、交差点部の車両の滞留がなくなり、渋滞が解消された。 道の整備により、自転車歩行者の安全が確保された。 する評価】 置され、自転車歩行者道が整備されたことにより、交通の円滑化及び安全な されており、当初の目的が達成されたと考えられる。					
成 状況	標の	副次目 標の達 成状況 【達成状況に対 なし		する評価】					
Ⅲ 対応方針									
	後の事後 D必要性		主要目標が達成でき、今後の事後評価は必要ない。						
改善措置の! 要性									
同種事業に反映すべき事項		こ 反 践的な事業	事業期間設定に際して、沿線の土地利用状況や工事施工計画、関係機関協議等を勘案して実践的な事業期間の設定が求められているなか、本事業については適切であったと考える。						